

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
(幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業)

1 事業の概要

- (1) 対象施設
私立幼稚園（新制度移行園）
- (2) 対象期間
令和4年2月から9月まで
- (3) 支給要件
 - ① 令和4年2月から、基本給又は毎月支払われる手当等により、補助額以上の賃金改善を行うこと。
 - ② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

2 繰越明許の理由

令和3年11月19日閣議決定に基づき、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための処遇改善を行うこととし、令和4年2月分から9月分までの予算を令和3年度第9号補正予算として令和4年1月17日に議決、成立した。

本事業の令和4年4月分から9月分までは、令和4年度施設型給付費に上乗せして毎月幼稚園に支出することから、令和4年度分の予算について繰り越すものである。

なお、本事業は、全額国庫補助金を財源としたものであるが、令和3年度において、令和4年度も含めて交付決定を受けているため、特定財源として翌年度に繰り越す。

3 繰越明許に係る繰越計算書について

令和3年度予算額 12,000,000円
令和4年度繰越額 9,000,000円

4 令和3年度事業費の執行状況

実施施設 8施設
賃金改善額 2,149,120円

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 教育費	4 幼稚園費	幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	円 12,000,000	円 9,000,000	円 0	円 9,000,000	円 0